

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	無形文化遺産基金分担金	種別	分担金	30年度 予算額	35,395千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国連教育科学文化機関（ユネスコ）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（１）設立経緯等・目的：国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、1946年11月4日設立。教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の平和と安定に貢献することを目的としており、教育、科学、文化等の分野における国際的な知的交流事業や途上国への開発支援事業を実施。2018年現在、加盟国は195か国、11地域が準加盟地域のステータス。</p> <p>（２）拠出の概要及び成果目標：本件は、無形文化遺産保護条約に基づく分担金であり、主として無形文化遺産の保護に充てられる。それによって、各国において伝承されている無形文化遺産を、無形文化遺産保護条約の国際的な枠組みで保護することを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコは、文化を所掌する唯一の国連機関として様々な重要な活動を行っている。ユネスコの活動の成果・実績全般については、ユネスコ分担金のシートを参照。 ・文化遺産の分野では、1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約や、2003年に採択された無形文化遺産保護条約を始めとして、幅広い文化遺産を対象とした国際的な保護の枠組みを築き上げた。 ・これらの条約に基づいて世界遺産や無形文化遺産に登録された文化遺産は、開発の波などから守られ、着実な保護につながっているところ、その貢献は大きい。また、世界遺産や無形文化遺産への登録が、当該文化遺産の次世代への継承のみならず、各国における地域活性化にもつながることから、日本を含め、各国の高い関心を集めており、これらの条約の事務局を務めるユネスコの影響力は大きい。 ・持続可能な開発目標（SDGs）の目標11.4（世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する）に直接大きく貢献している。 ・無形文化遺産保護条約は、伝統的舞踊、音楽、演劇、工芸技術、祭礼等の無形文化遺産を消失の危機から保護し、次世代へ伝えていくことを目的としており、本分担金により、「無形文化遺産代表一覧表」の作成や、緊急に保護する必要のある無形文化遺産の保護活動が実施されている。 ・ユネスコは、これらの取組をホームページ上で公開している。 ・これまで登録された無形文化遺産は、全世界で399件（無形文化遺産代表一覧表。うち日本の無形文化遺産は21件）。 ・2017年の実績は、無形文化遺産保護条約政府間委員会の開催（1回）、代表一覧表への記載（34件）、緊急保護一覧表への記載（6件）、グッド・プラクティスへの記載（2件）。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコの組織・財政マネジメントについては、ユネスコ分担金のシートを参照。 ・本基金は、無形文化遺産保護条約第25条に基づき設置されており、同条約第7条（c）に従って、同条約締約国の中から選挙で選ばれた24か国の委員国で構成される政府間委員会がその用途を決定し、同条約の締約国会議が承認する。本基金の資金は、委員会及び締約国会議の決定に基づいて執行され、執行状況等は委員会及び締約国会議に報告されることにより、透明性が確保されている。 						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産を、人類共通の貴重な遺産として国際的に手を携えて次世代へ伝えていくことは、お互いの文化を認め、尊重する姿勢にもつながり、安定した国際社会の基礎を成すものといえる。 ・無形の文化遺産については、日本は他国に先駆けて1950年に制定された文化財保護法で国内の無形文化財保護に取り組んできており、その豊富な知見を活かして無形文化遺産保護条約の作成や運用に主導的役割を果たしてきた。 ・日本の無形文化遺産21件が無形文化遺産に登録されており、貴重な遺産の次世代への継承の原動力となっているのみならず、各遺産に関連する産業や地域の活性化にもつながっている。このことは、日本の魅力発信、特に、地方からの魅力発信に大きく貢献している。 						

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、「和食」を含め、国内の無形文化財を「代表一覧表」に登録し、日本の魅力を発信することにより、訪日外国人が増加するといった効果も得られている。 ・分担金の成果は上記1のとおり。 ・2018年6月、日本が政府間委員会委員国に選出される（任期4年）など、大きなプレゼンスを示している。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	195	1,053	45	2	4.27%	45	2
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年12月末時点で、ユネスコ全職員（専門職以上）1,053名中、日本人職員は45名で4.27%を占めている。うち、2名は幹部職員であり、それぞれ、2018年5月、青柳氏が在タイ・バンコク事務所長（D2）に、2015年4月、横関氏がアフリカ能力開発国際研究所長（IICBA）（D2）に就任している。 ・ユネスコは、望ましい日本人職員数を地理的ポストの職員（注：専門職ポストのうち、通常予算で人件費が支弁される職員）数で21～35名と算出しているが、同日本人職員数（派遣職員等を除く）は30人と、望ましい職員数の範囲に収まっている。また、日本人職員数は、フランス、イタリア、米国に次いで第4位である。 ・日本人職員増強の取組として、外務省国際機関人事センターとともに、ユネスコ日本政府代表部を通じて、定期的にユネスコ事務局幹部や人事部と意見交換や申入れ等を行っている。その他、日本人の採用が好ましいポジション（事業運営上、日本の関係者との円滑な協力が求められる部門等）や幹部ポストに空きが出た際には、適切な人材の発掘・マッチングやユネスコ事務局へ働きかけ（推薦状を送る等）を行い、採用・昇進を支援している。 						
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	政府間委員会において予算案を決定し、2年に1度開催される締約国会議がこれを承認。					
	DO	各国は分担金を支出し、PLANで承認された予算に基づいて各事業を実施。					
	CHECK	事務局は、政府間委員会及び締約国会議に対し、基金の執行状況やそれにより得られた成果等を報告。					
	ACT	政府間委員会、締約国会議においては、上記の報告に基づき、次期2か年予算案を決定／承認。					
		<ul style="list-style-type: none"> ・本基金は、プールファンドのため、日本からの拠出分のみの用途を特定することはできないが、本基金全体の報告については以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の報告 報告・提出：2018年6月（2017年度） ・本基金の用途については、政府間委員会が決定した予算案を締約国会議が承認するところ、日本を含む締約国の意思が適切に反映されるシステムが確立されている。 					
担当課室名	国際文化協力室						